

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
【告示】 ○ 岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領の一部改正 ○ 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の一部改正 ○ 港湾施設の指定の一部改正 （以上県例規集登載） ○ 令和二年度自衛官第三次募集（自衛官候補生） ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 保育士登録関係手数料の徴収事務の委託 保安林の解除予定 〃 ○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧 ○ 道路の区域変更 道路の供用開始 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の		監理課 〃 港湾課 危機管理課 健康推進課 子ども未来課 治山課 〃 水産課 道路整備課 〃 県民生活交通課 〃		
申請 ○ 土地改良区の定款変更の認可 ○ 公共測量の終了 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了				耕地課 監理課 建築指導課
				担当課（室）

◎岡山県告示第三百六十七号

岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領（昭和五十六年岡山県告示第六百二十号）の一部を次のように改正する。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る申請の特例）

3 第四条第二項の規定による入札参加資格審査の申請のうち令和二年十二月一日から令和四年五月三十一日までの間を有効期間とするものについての同項の規定の適用については、同項中「その年の八月一日から同月十日まで」とあるのは、「その年の八月一日から同月三十一日まで」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百六十八号

岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成九年岡山県告示第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る申請の特例）

4 第五条第一項の規定による入札参加資格審査の申請のうち令和二年十二月一日から令和四年五月三十一日までの間を有効期間とするものについての同項の規定の適用については、同項中「その年の八月一日から同月十日まで」とあるのは、「その年の八月一日から同月三十一日まで」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百六十九号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表水島港の項中

倉敷市玉島乙島七四七一―一七四番地先	二二四・四メートル
倉敷市玉島乙島字新湊八二五二番一八地先	三三五・四メートル

を

倉敷市玉島乙島字新湊八二五二番一八地先	三三五・四メートル
---------------------	-----------

に改める。

令和2年6月16日 岡山県公報 第12202号

◎岡山県告示第三百七十号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和二年度募集の要領は、次のとおりである。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。なお、現に高等学校に在学している者は、対象としない。

三 受付期間

令和二年六月十八日から同年七月九日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

令和二年七月十八日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

令和二年八月から同年九月までの間又は令和三年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一三二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一三二一三三二四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一三八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第三百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年六月十六日

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

小野薬局宇野店

玉野市宇野一―一二―二五

令和二年六月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和2年6月16日 岡山県公報 第12202号

◎岡山県告示第三百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、徴収の事務を次のとおり委託した。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）に基づく保育士の登録の申請に対する審査並びに保育士登録証の書換え交付及び再交付に係る手数料（以下「保育士登録関係手数料」という。）の徴収の事務

二 委託した収入の種類

保育士登録関係手数料

三 委託を受けた者の住所及び名称

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都千代田区麹町一丁目六番地二 アーバンネット麹町ビル六階

登録事務処理センター事務所

五 委託の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

令和2年6月16日 岡山県公報 第12202号

◎岡山県告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

真庭市真賀字上山六八四の七・字スルス岩七〇九の七・七〇九の八（以上三筆国有林）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

令和2年6月16日 岡山県公報 第12202号

◎岡山県告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市東区西大寺一宮字東幸田二〇七七の二、字法事堂二二三八の二、二二三八の

三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

令和2年6月16日 岡山県公報 第12202号

◎岡山県告示第三百七十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市玉島乙島五五二―二

赤沢 秀治

倉敷市玉島乙島四一七九

守屋 倫之

二 加入区

乙島・柏崎

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

寄島町漁業協同組合

四 縦覧期間

令和二年六月十六日から同月三十日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和2年6月16日 岡山県公報 第12202号

◎岡山県告示第三百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 蒜山高原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山下長田字中沢七五八番二地先から 真庭市蒜山下長田字中沢七八六番一地先まで	新	一三・六〇 五三・七	一四五・〇
真庭市蒜山下長田字中沢七八六番一地先から 真庭市蒜山下長田字馬橋八二九番一四地先まで	旧	六・二〇 一八・二	一五九・六
真庭市蒜山下長田字中沢七五八番二地先から 真庭市蒜山下長田字中沢七八六番一地先まで	旧	一三・六〇 五三・七	一四五・〇

真庭市蒜山下長田字中沢七九二番三地先
まで

◎岡山県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道	吉ヶ原美作線	久米郡美咲町休石字アイ山五二一番八地先から 久米郡美咲町休石字久保田二九番一地先を経て 久米郡美咲町休石字谷ノ宮下五〇番地先まで	久米郡美咲町休石字アイ山五二一番八地先から 久米郡美咲町休石字久保田二九番一地先を経て 久米郡美咲町休石字谷ノ宮下五〇番地先まで	令和二年六月十六日
	蒜山高原線	真庭市蒜山下長田字中沢七四八番一地先から 真庭市蒜山下長田字中沢七八六番一地先を経て 真庭市蒜山下長田字中沢七九二番三地先まで	真庭市蒜山下長田字中沢七四八番一地先から 真庭市蒜山下長田字中沢七八六番一地先を経て 真庭市蒜山下長田字中沢七九二番三地先まで	

〔二六五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

海の校舎大島東小

三 代表者の氏名

南 智之

四 主たる事務所の所在地

笠岡市大島中二五五三

五 定款に記載された目的

この法人は、人口減少や少子高齢化等に起因する課題をもつ笠岡市と周辺地域に対して、地域住民とクリエーターの協働により、廃校になった大島東小学校跡地を有効活用して、地域活性化および地域交流事業を行い、定住人口および関係人口の増加、にぎわいの創出に寄与することを目的とする。

〔二六六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人のぞみ

三 代表者の氏名

岡田 伸政

四 主たる事務所の所在地

総社市井手五七六番地五 サンパレス・N二〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）が地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行う。また子育てをしながらでも安心して働くことができるために必要な事業を行う。これらの事業によって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

会議に関する事項

令和2年6月16日 岡山県公報 第12202号

〔二六七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

星田池土地改良区

二 認可年月日

令和二年六月九日

〔二六八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、美作市、奈義町、西粟倉村、久米南町及び美咲町
測量の種類	公共測量（航空レーザ測量）
終了年月日	令和二年五月二十七日

令和2年6月16日 岡山県公報 第12202号

〔二六九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字上ノ山下一〇一五―一、一〇一六―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市宿一二七九―一

梶原 規靖

三 許可番号

岡山県指令建指第五号